

平成28年度計画

平成28年3月31日策定

独立行政法人中小企業基盤整備機構

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 創業・新事業展開の促進

(1) 創業・ベンチャー支援による新事業の創出

①創業に対する相談・助言、情報提供等

- ・女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策、成功事例、経営ノウハウ等に関する情報提供等を行う。
- ・産業競争力強化法に基づき、国からの認定を受けた市区町村の創業支援事業計画に位置付けられた創業支援事業のうち、市区町村以外の者が実施する創業支援事業の実施に対し、助成を行うとともに、平成27年度まで機構が実施した創業促進補助金に係る事業に関し実績管理等を行う。
- ・中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。
- ・起業事例として模範的な経営者を発掘・表彰する事業（Japan Venture Awards）を行うとともに、創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成に向けて、セミナー等で創業やベンチャー企業の取組事例を紹介する。

②新事業創出のための事業化支援

- ・インキュベーション施設において、成長分野への参入や新事業の創出等に向け、資金調達・人材・販路・経営ノウハウ等の経営課題に対する相談・助言、機構の持つ多様な支援ツールを活用した総合的な支援のほか、機構がハブとなり、地方公共団体、大学、地域支援機関等と連携・協働した支援を行う。
インキュベーションマネージャーの支援能力の向上を図るため、会議等を通じて情報・支援ノウハウの共有化、支援ネットワークの整備等を推進する。
施設入居者等に対して販路拡大、資金調達や技術的課題解決等に資するコーディネート支援を1,000件以上行う。
これらの取組みを通じ、施設退去時における事業化割合を65%以上とする。また、施設退去後2年経過後の支援先の売上高及び従業者数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。

(2) 中小企業・小規模事業者の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等

①起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進

- ・中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給の円滑化を図るため、新規のファンド運営者等に対して制度説明や活用事例に関する情報提供等を行うことを通じて出資先候補の発掘に努めることにより、成長初期段階のベンチャー企業や成長分野の参入等の新事業展開、事業再編・事業の円滑な承継、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行う政策的意義の高いファンドを、中期目標期間中に50ファンド以上との目標達成に向けて、前年度までの進捗

を踏まえ、10ファンド以上組成する。

- ・ファンド出資事業の実施にあたっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散と収益の安定化を図るため、ファンド運営者の投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた慎重な審査を行い、投資対象企業の成長ステージ・業種、ファンド運営者の投資手法・エグジット戦略、組成時期などの面で多様なファンドに出資を行う。
- ・組成後のファンドについては、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、出資ファンド毎の投資活動や投資先支援活動の実態把握を行うなど継続的なモニタリングを徹底し、ファンドに対するガバナンスを確保する。また、ファンド運営者に対して情報提供を行うとともに、投資先企業に対して機構の支援ツールの提供を行うことで、事業成果の向上につなげる。
- ・中小企業・小規模事業者に対して、資金提供者の開拓を支援するため、資金提供者に係る情報提供やイベント等によりマッチングの機会を提供する。
- ・ファンドからの投資後に投資先企業のIPO達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域毎の企業への投資状況、投資後2年経過後の投資先の売上高及び従業者数の増減率等の調査・分析等を行う。

②ベンチャーファンド等への債務保証

- ・新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等や投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証については、金融機関等に対して情報提供を行うなど、制度の利用促進を図る。審査については、制度の政策目的を勘案しつつ的確に行うとともに、審査期間100日以内に諾否を決定する。

(3) 新事業展開に向けた経営課題の解決と経営力向上

- ・中小企業・小規模事業者の新たなビジネスモデルの展開、成長分野への参入等の新事業展開に向けた経営戦略・経営計画の策定、生産性の向上等高度な専門性を要する取組や、都道府県域を超える広域展開又はPPP協定等を活用した海外展開等に対し、専門家の派遣により長期かつ一貫した支援を行う。また、必要に応じ他の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。
これらの取組を通じ、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とする。また、支援先のサンプリング調査のほか、専門家の派遣開始から2年経過後の支援先の売上高、経常利益、従業者数の増減率等の調査・分析等を行う。

(4) 企業間連携、地域資源の活用等による新たな市場開拓等への支援

- ・地域資源の活用や中小企業・小規模事業者等の連携による新商品・サービスの開発等を支援する。支援に際しては、支援機能の充実を図りつつ、ビジネスプランの策定から販路開拓まで一貫した支援を行い、支援案件に応じて、多様な機構の支援ツールと組み合わせた総合的な支援を行うことで、域外の市場や海外市場、成長分野への参入等を支援し、具体的な取引成果につなげていく。
これらの取組を通じ、新連携事業については認定後3年経過時点、地域資源活用や農工商連携については認定後2年経過時点の事業化割合を70%以上とするとともに、平成28年度中に事業期間が終了する認定案件の事業化割合を90%以上とする。また、

支援先の認定事業売上高、会社売上高・経常利益等の調査・分析等を行うとともに、マネジメントガイドを更新するなど支援品質の向上を図る。

- ・「ものづくり連携グループ」の組成については、全国中小企業団体中央会と連携し、全国モデルとなりうる優良連携グループが創出されることに重点を置き支援を行う。支援にあたっては、連携グループの形成や連携グループ形成後の事業活動に関する課題に対し、必要に応じ専門家等による助言や、機構の支援ツールを活用した支援を行う。また、支援品質の向上や他の連携グループ活動へのノウハウの普及につなげるため、連携グループ活動の事業化に向けた取組内容、課題、対応策、効果的な支援内容等に関する調査・分析を行い、連携グループ形成や事業化実現のノウハウや事例の収集・蓄積等を行う。

(5) 新たな取引先・業務提携先の開拓支援

- ・ 中小企業・小規模事業者の販路開拓、生産性向上や海外展開に繋がる支援をするため、展示会・商談会の開催などを行う。具体的には中小企業が開発した優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先などとのマッチングを促進する「中小企業総合展」等を実施する。また、WEBでのバーチャル展示を実施し、展示会・商談会への来場者誘引を図り、マッチングを促進する。展示会・商談会等については、事業実施後1年以内において成約率20%以上を達成する。
- ・ ITやeコマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図り、生産性の向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、中小企業・小規模事業者向けのセミナー、イベント、TPP協定参加国等の海外向けECの出店支援等を実施する。
- ・ 国内の大手メーカーや海外企業に技術、製品情報を発信するWebマッチングシステム（J-GoodTech）を運営し、展示会・商談会や専門家による仲介サポート等のリアルな支援を効果的に組み合わせることにより、ビジネスマッチングを推進する。優れた技術・製品を有する中小企業・小規模事業者の新規登録企業500社以上を達成する。特に、海外企業とのWeb上でのマッチング促進に向け、継続的に海外支援機関との協力関係を構築し、海外登録企業を累計500社以上とする。また今後の対象業種、利用者の拡大に伴い必要なシステム再構築を行う。
- ・ 各都道府県に点在する優れた地域資源商品を有する中小企業・小規模事業者を発掘し、商品別、素材別に編集し、マッチングのための情報発信を国内外に向けて行うとともに、バイヤー・クリエイターとの連携による商品開発・売り場開発支援等を行う。また、販売催事やECサイトとの連携により、商品販売促進支援等を行う。
- ・ これらの取組みを通じ、支援先の販路開拓の実現状況を把握するとともに、事後フォローアップとして、企業訪問やヒアリング等を継続的に行い、支援先企業の販路開拓支援を継続的に支援する。

(6) 海外展開支援

- ・ 海外市場に活路を求める、潜在能力のある中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、相談・助言、セミナーの開催等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決に努める。特に、TPP協定を契機とした中小企業・小規模事業者の海外展開を促進するため、TPP協定に対応する相談・助言、セミナー、情報提供等を積極的に行う。相談・助言については、相談件数3,600件以上を達成する。事業実施に際しては、日本貿易振興機構、地域支援機関等との連携・協働を図る。
- ・ 中小企業・小規模事業者が自社で計画した海外展開事業計画が実現可能か、投資採算がとれるか、円滑な事業再編ができるか等の実現可能性調査（F/S）を支援する。具体的には、TPP協定参加国等の海外への本格的な展開に向けた戦略策定を支援するため、

海外現地調査に向けた事業計画の策定、海外現地調査、Web サイト構築、物流・決済、調査後のフォローアップ支援等を行う。

- ・また、TPP協定参加国等の海外展開を目指す生活雑貨・インテリア、衣類・テキスタイル、食品の中小企業・小規模事業者に対して、海外から現地の市場ニーズに精通する海外専門家を招聘し、継続的に商品の企画・開発（改良）の指導・助言等のアドバイスをを行い、海外向けの商品開発を支援する。
- ・日本の中小企業のパートナーとなる海外企業との事業連携を促進するための商談会等を開催し、中小企業の海外展開を後押しする。商談会については、参加日本企業600社以上を達成する。具体的には、商談会等を通じて海外政府機関との協力関係を構築するとともに、商談後のフォローアップ及びマッチングに係るコーディネートを実施する。
- ・海外展開に潜在能力を有する中小企業・小規模事業者を今年度末までの累計で3,000社以上発掘する。実現可能性調査（F/S）の支援先に対して、所期の目標達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とするとともに、そのうち海外展開を実現した支援先については、支援開始前直近と支援終了後2年経過後の売上高、従業員数の増減率の調査・分析等を行う。
- ・これらの取組みを通じ、支援先の海外展開の実現状況を把握するとともに、事後フォローアップとして、企業訪問やヒアリング等を継続的に行い、窓口相談による対応を図りながら、支援先企業の海外展開を継続的に支援する。
- ・TPP協定参加国等の海外の中小企業支援機関や国際協力機関等に対して、機構の支援ノウハウを提供するなどの連携・交流を進め、現地の施策・マーケット情報を収集し、国内中小企業や中小企業支援者等に対して情報提供を行う。また、海外の中小企業支援機関等と協力し、国内中小企業と海外企業との交流を促進する機会を設ける。

【重要度：高】

①起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進

（理由）

政府の日本再興戦略に掲げられた「開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」、日本再興戦略改訂 2014 に掲げられた「地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成」の目標に貢献するため、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）において、「リスク性資金の充実にに向けた環境整備」にむけて機構ファンドを活用するとされたことを踏まえ、新たなファンドの組成を促進し、中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給の円滑化を図ることが重要であるため。

[数値目標]

○新規ファンド組成数：10ファンド以上

②TPP協定を契機とした海外展開支援

（理由）

政府の日本再興戦略に掲げられた「新たに中小企業・小規模事業者1万社の海外展開の実現」への貢献とともに、TPP協定を契機に海外からも高い評価を受けている日本の技術・サービスを海外市場に展開し、需要を獲得していく最大のチャンスと認識し、中小企業・小規模事業者の海外展開支援を強化していくことが重要となるため。

[数値目標]

○海外展開を支援するための相談・助言数：3,600件以上

○海外企業との事業連携を促進するための商談会参加日本企業数：600社以上

○海外展開に潜在力のある中小企業・小規模事業者の発掘数：今年度末までの累計3,000社以上

○Webマッチングシステム（J-GoodTech）の海外登録企業数：累計500社以上

【難易度：高】

- ①起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成数：10ファンド以上
(理由)

10ファンド以上組成という目標について、前中期目標期間の水準を28パーセント上回るチャレンジングな水準を目標として設定しているため。

(前中期目標期間実績(平均)：7.8ファンド)

- ②TPP協定を契機とした海外展開支援
(理由)

政府の日本再興戦略に掲げられた「新たに中小企業・小規模事業者1万社の海外展開の実現」へ向けて、優れた技術・サービスを有する多くの中小企業・小規模事業者が、海外に事業展開することを促進するため、海外展開に潜在力を有する中小企業・小規模事業者を発掘し、支援することとしている。中小企業・小規模事業者の海外展開は、相手国・地域の法制度、各種規制、経済発展や日本企業の進出状況、競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた計画的な取組が必要となる。さらに、中小企業・小規模事業者においては、海外展開に必要な人材や経験等が不足する場合が多いため、海外展開に関する専門的知見・ノウハウに加え、中小企業・小規模事業者の特性を熟知した専門家を育成・配置し、丁寧に支援することが求められることから、非常に労力と時間を要し、その難易度は極めて高い。

加えて、TPP協定の大筋合意を受け、これを契機とした海外展開支援は、政府の重点政策に位置付けられ、補正予算等の補助金が機構へ追加的に措置されている。これらの予算による各事業は、新たな支援策や、これまでの同種の事業から大幅に規模が拡大されるものであることから、従来の方法では実施が困難であり、実施方法の開発や改善が不可欠であり、特に難易度が高い。

- ③Webマッチングシステム(J-GoodTech)の海外登録企業数：累計500社以上
(理由)

海外登録企業数累計500社以上という目標について、海外企業の掲載は、当該企業の信用度を担保することが重要である。そのため、海外企業の選定には、MOU(相互協力に係る覚書)締結先の海外機関等からの推薦等を前提としていることから、当該海外機関との長期にわたる丁寧な交渉が必要であるため。

2. 経営基盤の強化

- (1) 地域支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

- ①地域支援機関等への支援機能の強化

- 1) 地域支援機関等への訪問活動、研修・講習会等を通じた支援機能・能力の強化・向上

・地域支援機関等への訪問活動による相談助言、施策情報、支援事例、支援ノウハウ等の提供を行うとともに、国の政策課題や地域支援機関等の支援上の課題に対応した専門家・職員等に対する講習会、セミナー等を行う。

上記講習会等については、参加者数4,000人以上を目指す。

・事業承継に係る計画的な取組み、税制等の施策情報及び事業引継ぎに係る課題への対応

について、普及・啓発を図るためのセミナー等を行う。

2) よろず支援拠点全国本部事業の重点実施

- ・よろず支援拠点の平成28年度の体制強化と地域の実情等を踏まえ、よろず支援拠点の全国本部として、よろず支援拠点への研修、専門家等によるよろず支援拠点への支援体制等の充実を図り、施策等の情報提供、課題への助言、優れた支援事例の取りまとめ・共有等を行うことにより、よろず支援拠点が設定する事業目標を達成できるよう支援を行う。また、よろず支援拠点が実施する業務の評価等を行う。
よろず支援拠点への研修については、受講者数500人を目指す。

②中小企業大学校の研修を通じた支援能力の向上

- ・都道府県や地域支援機関等の職員等に対して、支援人材の育成及び支援能力向上を目的とした実践的な研修や政策課題に対応した研修を実施する。研修の実施にあたっては、中小企業・小規模事業者の成功事例等を取り入れた研修教材を開発し、演習等を交えた実践的な研修をするとともに、WEBを活用したプログラムも開発し、TPP協定やIT活用の内容も含む海外展開支援、販路開拓支援、農商工連携等新事業活動支援などの政策課題に対応した研修も実施する。
- ・よろず支援拠点のコーディネーターに対して支援事例の研究等を通して相談対応能力の向上を図る研修を実施する。
- ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。
- ・地域支援機関等からのニーズを把握しつつ研修品質の向上を図り、受講者数は5,250人以上とする。また研修の実施後において、受講者に対して「役立ち度」及び「今後の利用希望」に関する調査を実施し、「役立ち度」は、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を95%以上とし、「今後の利用希望」は、「利用したい」と評価を得る割合を95%以上とする。

③情報収集・提供の積極的な推進

- ・中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）については、国の支援ポータルサイトである「ミラサポ」と連携を図りつつ運営する。
- ・支援情報ヘッドライン等により、国・地方公共団体等が独自に実施する施策情報を引き続き提供するとともに、中小企業・小規模事業者からニーズの高い資金等の施策情報、施策活用事例及びQ&A方式による施策情報等に関する内容を充実するほか、新規の中小企業支援策等についてFAQ等を活用し分かりやすく情報提供する。多彩な情報を有効に利用できるようカテゴリの整理を継続的に行い、ナビゲーション機能等のさらなる改善を図る。
- ・中小企業支援に役立つ施策情報や事例情報が簡便な方法で、タイムリーに確認できる新たな中小企業関連のニュースサイトを開設するほか、積極的に情報発信を行う仕組み（RSS、メール等）を活用することにより、中小企業ビジネス支援サイトによる情報提供を年間セッション数650万件以上とする。
- ・政策課題や支援のあり方に関する調査を行うほか、中小企業・小規模事業者の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を実施しWeb等での情報提供を行う。

(2) 多様な経営課題への円滑な対応と経営基盤となる人材の育成

① 多様な経営課題への円滑な対応

- ・ 知的資産経営、知的財産、国際化、IT化、販路開拓、環境・省エネルギー、事業承継・引継ぎ、製品開発、生産性の向上、営業力の強化、資金調達、取引の適正化、国際認証の取得、経営者保証等の経営課題を抱える中小企業・小規模事業者等を支援するため、情報収集・提供、調査・研究、相談・助言、専門家の派遣等を行う。
これらの取組みを通じ、相談・助言については、その利用者に対して「役立ち度」及び「今後の利用希望」に関する調査を実施し、「役立ち度」は、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を95%以上とし、「今後の利用希望」は、「利用したい」と評価を得る割合を95%以上とする。専門家派遣事業については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とする。
- ・ 創業10年未満の中小企業者（新規中小企業者）の官公需の受注の機会の増大に資するよう「ここから調達サイト」を運営し、行政機関等に対して新規中小企業者が官公需向けに提供する商品・サービス等の情報提供等を行う。
- ・ 消費税軽減税率制度の導入に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者の円滑な事業活動を支援するため、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の助成等を行う基金の運営等を行う。

② 経営基盤となる人材を育成する実践的な研修

- ・ 中小企業の経営者及び管理者等の経営の基盤となる人材を育成するため、経営戦略の策定や財務、営業・マーケティング、生産管理、生産性の向上、IT活用能力等における企業の抱える各種経営課題に対し、直ちに役に立つ実践的な研修を実施する。
- ・ 長期研修は、ゼミナールによる自社課題研究を特徴とし、次代の経営者を目指す経営後継者に必要な基本的能力や知識を実践的に習得する経営後継者研修、経営能力全般を向上させる経営管理者研修、工場管理の責任者を育成する工場管理者研修を実施する。経営管理者研修および工場管理者研修は、標準カリキュラムにより実施する。
- ・ 短期研修は、自社の経営データを持ち寄った課題の解決や製造業における現場改善実習など、事例研究の活用、グループによるディスカッション、講師による指導など「気づき」を促すカリキュラムとし、企業の個々の問題解決や課題達成に資する内容とする。
- ・ TPP協定やIT活用の内容も含む国の中小企業施策と密接に連携した政策課題研修を実施する。さらに、中小企業を取り巻く環境やニーズの変化に対応して、臨機に研修やセミナーを増設できる仕組みを講じる。
- ・ 大学が立地する支援機関や企業に働きかけ、機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。
- ・ 本部や交通至便な場所で小規模事業者の利便性などに配慮した研修、創業者やベンチャー企業、新製品・新市場開発担当者等を対象とした研修やセミナーを実施する。
- ・ WEBを活用して小規模事業者などの学習意欲を喚起やノウハウの習得に資するような動画などを配信し、動画の再生回数は35,000回以上とする。
- ・ 受講企業が研修成果を企業内に定着させ経営力を向上できるように、必要に応じて相談・助言や専門家の派遣等といった機構の経営支援と融合させた支援を行い、相乗効果を図る。
- ・ 地域支援機関、金融機関等と連携し、中小企業の会計に関する基本要領に基づく財務・管理会計の必要性の普及と理解を目指す「中小企業会計啓発・普及セミナー」、消費税軽減税率制度の導入に向けて、周知を行うためのフォーラムや研修会等政策要請に基づく

セミナー等を実施する。

- ・ 大学ホームページにおいて受講企業や受講者の生の声の情報発信、OB会の組織化や集まりの開催、商工指導団体、認定支援機関、金融機関等との連携によるPRセミナーの実施、企業訪問等を通じて、大学の認知度向上を図ることにより、新規受講企業の開拓につなげる。
- ・ 地域中小企業・小規模事業者等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに関係機関との協力・連携等の取組みにより研修の受講促進を図ることで受講者数を21,000人以上とする。また、研修実施後において、受講者に対して「役立ち度」及び「今後の利用希望」に関する調査を実施し、「役立ち度」は、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を95%以上とし、「今後の利用希望」は、「利用したい」と評価を得る割合を95%以上とする。

(3) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）

- ・ 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新を推進するため、都道府県や中小企業支援機関と連携・協働して、高度化事業のニーズを把握し、高度化事業の利用が見込まれる者に対しては、事業構想の初期段階から、説明会、相談助言、専門家派遣を実施するなど、構想の具体化から事業実施計画の策定までを支援し、案件組成につなげる。事業者が策定した事業実施計画に対しては、助言・診断、専門家派遣等を通じて事業計画の成立性を向上させる。
また、市町村による高度化事業についても、引き続き高度化事業制度の導入に向けた普及促進を図る。
具体的には、案件の初期段階における現地支援（制度説明、助言、診断）、市町村等に対する制度説明を合わせて600件以上行う。
- ・ 貸付先の経営支援としてフォローアップ、経営改善計画策定・実行支援を130先以上行う。
- ・ このような支援を通じ、貸付後3年を経過した利用者に対して、あらかじめ設定した省エネ、生産性や集客力の向上等といった所期の事業実施目標の達成を達成したとする割合を95%以上とする。また、事業を実施した組合員等に対し、事業実施から3年を経過後の売上高、経常利益、従業員数の増減率等の調査・分析等を行う。

②中心市街地、商店街等への支援

- ・ 中心市街地活性化協議会等に対し職員や外部専門家を派遣し、基本計画に基づいて協議会等が行う中心市街地商業活性化に関する取組みや協議会等の組織・運営体制について、ヒアリング・調査や必要な助言等を170地域以上行うことにより、商業機能及びマネジメント能力の向上を支援する。
- ・ 中心市街地が抱える経営課題及び組織運営の課題の解決を支援するため、まちづくりに関する適切な情報提供を行うとともに、中心市街地活性化協議会等に対して、職員と外部専門家の派遣により、適切な助言等を行う。
- ・ 中心市街地活性化に資する施設については、適切な管理を行う。

③その他期限の定められた業務

- ・ 中期目標期間内に産業用地の残用地を全て譲渡できるよう、地方公共団体、関係機関と連携し、団地特性に応じた業種、設備投資の動きのある業種へアプローチなどの企業誘

致活動を行い、一層の企業立地を実現する。

併せて、中小企業等に対して、用地情報の提供等立地支援を行う。

- ・ 試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却又は地方公共団体への移管に向けて地方公共団体等と協議を進める。

【重要度：高】

①地域支援機関等の支援能力の向上支援

(理由)

政府の小規模企業振興基本計画に掲げられた「支援者側の人材育成等を通じた支援機関全体の支援能力の向上」に向け、地域支援機関等の職員等に対し、機構の知見・ノウハウを活かした研修等を実施することで主要な役割を果たすことが重要であるため。

[数値目標]

- 国の政策課題や支援上の課題に対応した地域支援機関等の専門家・職員等を対象とした講習会参加者数：4,000人以上
- 都道府県や地域支援機関等の職員等を対象とした研修受講者数：5,250人以上

②よろず支援拠点全国本部を通じた全国経営支援体制の強化

(理由)

政府の小規模企業振興基本計画では、その重点施策「支援体制の整備」において、高度でより専門性の高い経営課題に対する支援体制として「よろず支援拠点」の知見を活用することとし、機構は各拠点の統括・サポートを行うことされているため。また、日本再興戦略改訂2015では、「中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化」の目標達成に向け、よろず支援拠点の機能・体制を抜本的に強化するとされている。機構は、「よろず支援拠点全国本部」として、よろず支援拠点に配置された専門家等への研修を通じて支援能力の向上を図るほか、よろず支援拠点への相談・助言、支援事例の収集・提供等を行い、よろず支援拠点の設定する目標が達成できるようサポートを行っていくことが重要であるため。

[数値目標]

- よろず支援拠点の専門家等の研修受講者数：500人以上

③平成29年4月の消費税軽減税率導入に伴う中小企業・小規模企業事業者対策の着実な実施

(理由)

中小企業・小規模事業者が、消費税軽減税率制度に円滑に対応できるよう施策を講じることが、極めて重要な政策課題である。特に、事業者数が非常に多数である小規模の小売事業者、卸売事業者等に混乱がないように措置することが重要となっている。これを踏まえ、消費税軽減税率制度の導入に伴い対応が必要となる中小小売事業者等に対し、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に対し補助を行う事業については、政府の政策展開を踏まえ、迅速かつ着実に実施することが重要となるため。

④中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への貢献

(理由)

中小企業・小規模事業者と大手企業間の生産性格差は2倍程度と依然として大きく、我が国全体の経済成長を進めるためには、中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠である。機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の政策展開を踏まえ、販路開拓支援やEC活用を含む海外展開支援、研修、相談・助言等を通じて中小企業・小規模

事業者の生産性向上に貢献することが重要となるため。

【難易度：高】

- ①都道府県や地域支援機関等の職員等を対象とした研修受講者数：5，250人以上
(理由)

研修受講者数5，250人以上という目標について、前中期目標期間の水準を、25パーセント上回るチャレンジングな水準を目標として設定しているため。

(前中期目標期間実績(平均)：4，195人)

- ②よろず支援拠点全国本部を通じた全国経営支援体制の強化
(理由)

政府の重点施策である「よろず支援拠点」事業は、専門家の拡充など、各拠点の体制・機能が大幅に強化されることとされている。これを受け、全国本部として、各拠点の支援水準の向上や支援件数の拡大に向け、新たな研修プログラムによる専門家の育成、各拠点の実態の把握と、その特性を踏まえたきめ細かな支援の実施など、非常に難易度の高い業務となるため。

- ③平成29年4月の消費税軽減税率導入に伴う中小企業・小規模企業事業者対策の着実な実施
(理由)

中小企業・小規模事業者が、消費税軽減税率制度に円滑に対応できるよう施策を講じることが、極めて重要な政策課題である。特に、事業者数が非常に多数である小規模の小売事業者、卸売事業者等の経営実務に混乱がないように措置することが重要となっている。複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に対し助成を行う基金の運営を行うこととしたが、このような大規模な助成業務は、これまでに取り組んだことのない業務であり、運営にあたっては関係機関等と丁寧な調整を行いつつ、円滑な対応が求められる。また、諸問題が発生した際には実施方法を改善しながら進めることが求められる。これらは非常に労力を要するとともに、事業の性格上、迅速かつ確実な対応が求められる上に、対象となる事業者数が非常に多数であることから、その把握、制度周知、申請・確認・助成の手続など、膨大な事務量を伴う非常に困難な事業であるため。

3. 経営環境の変化への対応の円滑化

(1) 東日本大震災の復興支援など災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援

- ・東日本大震災の発生から5年が経過し、「集中復興期間」から「復興・創生期間」へと移行することを受け、被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興と自立化の加速に貢献する。
- ・東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業・小規模事業者等のために工場・事業場・店舗等の仮施設を整備する。また、その有効活用に係る支援を継続して行う。なお、完成後5年を経過した施設についても、一定の要件のもと支援を行う。
- ・東日本大震災により被災した中小企業・小規模事業者、地方公共団体、地域支援機関等に対して、専門家の派遣等を通じた相談・助言や販路開拓・再建計画の策定等の支援を2,200回以上行う。特に地域の復興を牽引する産業等に対して専門家派遣を強化す

ることにより被災地の本格復興を支援する。また、関係機関との連携を強化し、機構支援事業の支援成果を活用し、機構による震災復興支援事業の一層の周知を図る。また、地方公共団体等への商業復興支援も引き続き行う。

- ・原子力災害により被災した中小企業・小規模事業者の事業・生業の再建、自立化を支援するため、国、福島県、民間で設置する官民合同チームへ参画し、中小企業・小規模事業者への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある中小企業・小規模事業者に対し、機構の知見・ノウハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。
- ・このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、中小企業・小規模事業者等の事業再開と自立化に貢献する。
- ・東日本大震災で被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題に対応するため、平成23年度に設立された産業復興機構へ出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援、中小企業再生支援協議会（産業復興相談センター）の再生計画策定支援等を受けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団等に助成を行う基金の運営を行う。
- ・日本政策金融公庫等の復興特別貸付等を受ける中小企業等に対して利子補給を行う財団等に助成を行う基金の運営を行う。
- ・東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とする被災道県が実施する貸付制度への支援を継続する。
- ・原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業・小規模事業者等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。

②大規模な自然災害等への対応

- ・大規模な自然災害等が発生した場合には、機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を果敢に行う。

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生・事業引継ぎ等への支援

①中小企業・小規模事業者の再生支援、事業引継ぎ支援

1) 中小企業・小規模事業者の再生支援

- ・全国の中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）の活動を支援するため、全国本部として、相談・助言、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援業務、先進事例や案件情報の収集・提供等、再生支援を巡る諸課題等を分析し、具体的な解決策の提案などを行う。特に、協議会が行う中小企業・小規模事業者の事業再生に対し、協議会の目標達成が図られるよう、財務・事業デューデリジェンスの支援等の相談・助言を7,000件以上行う。
- ・また、各地域における地域金融機関、商工団体等から協議会が地域の活力の再生に「役に立った」との評価を受けるための支援及び事業再生の支援に係る普及・啓発を行うとともに、協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修についても、研修実施後の受講者から研修が「役に立った」との評価を受ける割合を95%以上とする。
- ・経営革新等支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて実施する経営改善計画策定支援事業の利用申請受け等の業務を行う経営改善支援センターや経営革新等支援機関等からの質問等に対して、適切な指導等を行い、事業の推進を図る。
また、経営改善計画策定支援事業の新規の利用申請受付を促進させるため、経営改善支

- 援センターと協力して各地域金融機関等への訪問等を行い、同事業の活用を働きかける。
- ・これらの取組を通じ、協議会、経営改善支援センターを設置する産業競争力強化法上の認定支援機関の全てから「役に立った」との評価を受けることとする。

2) 中小企業・小規模事業者の事業引継ぎ支援

- ・各都道府県に設置されている事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）を支援するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）として、相談・助言、周知活動、先進事例や案件情報の収集・提供等を行う。
- ・これらの取組みのうち相談・助言については、年間1,500件以上とする。
- ・全国本部のデータベースの活用により、センターにおける売り手中小企業と買い手企業とのマッチングの促進を図る。
- ・センターの支援能力を向上させるため、専門家等に対する研修を実施する。また、研修実施後において、受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を95%以上とする。
- ・センターが行う事業引継ぎ支援に係る目標達成、実現への取組に対する全国本部の支援について、全てのセンターから「役に立った」との評価を受けることとする。

②再生ファンドによる事業再生支援等

1) 再生ファンドによる事業再生支援

- ・地域のニーズに応じた中小企業再生ファンドの組成及び活用の促進のため、中小企業再生支援協議会、都道府県、経済産業局等との連携のもと、地域金融機関、信用保証協会、ファンド運営会社に対して制度説明や先進事例に関する情報提供等を行うとともに、地域の主要な金融機関等を訪問しニーズの把握等に努める。
- ・組成後のファンドについては、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資活動や投資先支援活動の実態把握を行うなど継続的なモニタリングを徹底し、ファンドの活用とガバナンスを確保するとともに、ファンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上を図る。
- ・これら取組みによる成果の目標は、中期目標期間中にファンドから投資した全ての投資先企業の存続とする。

2) 事業再編及び事業再生円滑化のための債務保証

- ・事業再編や事業再生を図るための借入等に係る債務保証については、金融機関等に対して情報提供を行うなど、制度の利用促進を図る。審査については制度の政策目的を勘案しつつ的確に行うとともに、審査期間100日以内に諾否を決定する。

(3) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

①一層の加入促進の実施

- ・両共済制度の安定的な運営のため、加入対象者数及び脱退者数等を勘案し、在籍者数を向上させるよう、平成28年度における加入目標件数を小規模企業共済制度は92,000件以上とし、中小企業倒産防止共済制度は26,000件以上とする。
- ・上記加入目標件数を達成するため、両共済制度の平成28年度加入促進計画を策定し、地方公共団体、中小企業団体、金融機関等の協力を得ながら、期間加入促進運動（加入促進強調月間、確定申告期運動等）、地域別加入促進運動（モデル都道府県運動、都市部運動等）、委託機関のトップに向けたセールスなどを実施し、機構事業の周知を併せた両共済制度の普及及び加入促進を図る。
- ・両共済制度の普及及び加入促進を図るため、パンフレット等の配布、関係機関等の発行する広報誌や専門誌、メールマガジン等を活用した広報を積極的に実施するとともに、動画配信等インターネットを活用した広報を実施する。
- ・加入者の認知媒体調査等を実施し、その結果を今後の加入促進施策の企画・立案、実施の際に反映させることでより効率的・効果的な加入促進を実施する。
- ・顧客層拡大のため、加入率が低い業種、女性経営者、農林水産業、法人役員等への加入促進活動を強化し、小規模企業共済制度の認知度向上に努める。

②小規模企業共済の法律改正・制度見直しの確実な実施

- ・法律改正によりさらに魅力度が向上した小規模企業共済制度を周知するとともに、事務処理の変更等について確実に対応する。

③その他

- ・中小企業倒産防止共済制度では、大規模倒産時など処理件数急増時等を除き、申請書類の受理後貸付決定までの審査期間10営業日以内の案件比率を86%以上とする。
- ・契約者等の利便性の更なる向上のため、これまでも実施しているコンタクトセンター等に寄せられる顧客ニーズの業務改善への反映をより一層進める。

【重要度：高】

- ①中小企業再生支援全国本部
- ②中小企業事業引継ぎ支援全国本部
(理由)

政府の日本再興戦略及び日本再興戦略改訂2015に掲げられた「中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進」の目標の達成には、中小企業・小規模事業者の円滑な事業引継ぎ、経営改善や事業再生を促進することが重要である。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)において、「事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等」にむけて、事業引継ぎ支援センターの全国展開、金融機関や専門家、公的機関との連携を強化するとともに、中小企業再生支援協議会の支援を強化するとされた。機構は、中小企業再生支援全国本部、事業引継ぎ支援全国本部として、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会及び事業引継ぎ支援センターへの支援、これらの機能強化を図ることが重要であるため。

[数値目標]

- 中小企業再生支援協議会への相談・助言件数：7,000件以上
- 事業引継ぎ支援センターへの相談・助言件数：1,500件以上

- ③小規模企業共済制度
(理由)

政府の小規模企業振興基本計画に掲げられた「小規模企業共済制度の整備・活用等を通じた円滑な廃業、事業承継や再チャレンジに向けた環境整備」を推進するため、小規模企業共済の在籍割合の確保・向上ための新規加入促進に取り組み、確実な共済制度の運営を行うことが重要となるため。

[数値目標]

○小規模企業共済の新規加入件数：92,000件以上

④東日本大震災の復興支援

(理由)

東日本大震災の発生から5年が経過し、「集中復興期間」から「復興・創生期間」へと移行することを踏まえつつ、仮施設整備・有効活用、相談・助言、専門家の派遣など被災中小企業者・小規模事業者等の復興支援に引き続き取り組むことが重要である。特に、原子力災害により深刻な被害を受けた福島復興・再生について、平成27年8月に国・福島県・民間で構成された福島相双復興官民合同チームへ参画したところであり、引き続き個別訪問等を通じた実態把握を行っていくことで被災中小企業・小規模事業者の再建・自立化を支援することが重要であるため。

[数値目標]

○震災復興支援アドバイザー派遣回数 2,200回以上

【難易度：高】

①中小企業再生支援協議会への相談・助言件数：7,000件以上

(理由)

相談・助言件数7,000件以上という目標について、前中期目標期間の水準を、18パーセント上回るチャレンジングな水準を目標として設定しているため。
(前中期目標期間実績(平均)：5,942人)

②事業引継ぎ支援センターへの相談・助言件数：1,500件以上

(理由)

相談・助言件数1,500件以上という目標について、平成26年度の水準を、314パーセント上回るチャレンジングな水準を目標として設定しているため。
(平成26年度実績：477件)

③小規模企業共済制度の加入件数：92,000件以上

(理由)

本共済制度の加入対象者である我が国の小規模事業者数が、2009年調査の366万者から2014年調査の325万者と大幅に減少している中、これまでと同程度のチャレンジングな水準を目標として設定しているため。
(第一期、第二期中期目標期間実績(平均)：92,301件)

④東日本大震災の復興支援

(理由)

東日本大震災の復興支援は、本格的な「復興・創生」に向けて、中小企業・小規模事業者への支援ノウハウを有する機構の役割は、ますます重要となっている。仮施設整備・有効活用など、地方公共団体等の関係者との丁寧な調整を要する業務に引き続き取り組むほか、地域経済を牽引する産業の育成に向けた新たな支援の取組を開始することとしている。加えて、原子力災害により深刻な被害を受けた福島復興・再生に向けて、福島相双復興官民合同チームに参画した個別訪問等は、対象となる事業者が多数かつ

広域に所在し、多種多様な業種であること等から、綿密な事前調整や丁寧な事業実施が求められるため。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために執るべき措置

1. お客様重視

①お客様重視の業務運営

- ・「業務に取り組むための3つの基本姿勢」について、階層別研修をはじめとした職員研修等を通じて徹底し、お客様の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。
- ・お客様視点で前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進することとし、制度・業務の改善や新たな施策に反映するため、支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行う。
- ・現場重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な実施体制を整備・活用する。また、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター、よろず支援拠点相互に連携し、中小企業・小規模事業者へ切れ目のない支援を継続できるよう、機構内に設置された3つの全国本部の情報交換等の連携を進める。地方公共団体、地域支援機関等、政府関係機関、NPO等の新たな支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、これら関係機関との連携・協働を一層強化する。また、多種多様な情報、販路、技術、人材等の経営資源を持つ大企業、技術シーズや知見・ノウハウなどを有する大学、研究機関等の様々な主体との広域的なネットワークを強化する。

②ITの活用によるお客様へのアプローチ

- ・全ての中小企業・小規模事業者等が施策情報や事例情報を簡便な方法で、タイムリーに確認できる仕組みとして新たに中小企業関連のニュースサイトを開設する。その際、機構が発行する広報紙「中小企業振興」の取材等で得た記事コンテンツを有効活用するとともに、多くのユーザーが閲覧する既存のニュースサイト等への配信を積極的に働きかけ、情報拡散による機構ホームページやJ-Net21の閲覧数の拡大を目指す。
- ・機構ホームページについて、機構事業の周知を第一義的に、分かりやすく、かつ快適な閲覧性を目指す。具体的には機構事業の潜在的な利用層が事業を活用しやすくなるよう、利用者の声や活用事例を充実させるとともに、機構が取り組んでいる業務をわかりやすく解説した動画を公開する。また、機構公式Facebook及びメールマガジンの内容の充実や上記ニュースサイトとの連携により機構ホームページの年間セッション数を、400万件以上とする。
- ・支援対象の増加、支援件数の増加が見込まれる状況下において、効率的・効果的な支援を行うため、発展するWeb技術に対応して、中小企業向けビジネスポータルサイトであるJ-Net21のワンストップ情報発信力の強化を図る観点から、掲載情報の充実とあわせ、デザインや構成、中小企業・小規模事業者自らが支援内容等について検索・選択できる仕組みの改善を進め、中小企業・小規模事業者に対する利便性の向上に努める。
- ・小規模事業者等データベースの企業情報を法人番号に紐づけ、企業を一元的に管理・参照できる仕組みを構築する。同時に企業宛てに施策やイベントの案内ができるような仕組みを構築する。

2. 組織パフォーマンス・組織力の向上、業務の改善と新たなニーズへの対応

①組織パフォーマンスの向上

- ・お客様のニーズに迅速かつ効果的に対応するため、組織や人員配置を柔軟かつ機動的に見直すとともに、ITの徹底的活用による情報共有の一層の強化、意思決定の迅速化等を図る
- ・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、組織生産性向上を目指して平成26年度から実施している組織大括り化が有効に機能するためにライン管理職を対象とした組織マネジメント力向上のための研修等やスタッフ管理職が専門性を発揮した業務遂行に専念できる任用に努める。また、女性職員の管理職登用時に外部機関の研修等を活用することで、よりスムーズなマネジメント能力の発揮をサポートする。
- ・人事評価制度による平成27年度評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。また、平成27年度に導入した評価システムを定着化させ、ITを活用した評価手続き業務の効率化を推進する。
- ・若手職員には将来のキャリアパスを描くための業務経験を積ませ、中堅職員には専門性を磨かせる人事に努める。また、階層毎に求められる役割を効果的に発揮するための階層別研修、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修をはじめ、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育など多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的な職員の専門性向上に努める。
- ・機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を図るため、成長分野、海外展開、販路開拓など特定分野での高い専門性と支援意欲をもつ外部専門家の登用に努める。また、外部専門家を擁する事業部門間で情報共有を図り、効果的かつ柔軟な外部専門家の登用・活用に向けた方策の検討を進める。

②適切な評価を踏まえた業務改善と新たなニーズへの対応

- ・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握する。
- ・全ての事業について横断的な見直しを行い、十分に成果が得られていない業務や他の支援機関が類似のサービスを提供している業務は、その必要性を検討し、改善又は廃止する。
- ・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上する。
- ・事業再生円滑化債務保証業務は、業務ニーズの的確な把握に努める。
- ・中小企業大学校では、中小企業・小規模事業者の経営者、経営管理者等を対象に自社の経営課題解決につながる研修、小規模事業者等の事業活動の活性化担当者を対象に支援能力の向上につながる研修、政策課題に対応した研修に重点を置き実施する。
- ・中小企業大学校における企業向け研修及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務（研修企画・募集に係るものを除いた業務）並びに施設の運営等業務については、民間競争入札による民間委託を全校で実施する。実施にあたっては、業務が円滑に実施されるよう全校でモニタリング等により業務実施状況を把握し、業務実績評価を行う。

3. 業務運営の効率化・適正化を図るための取組

①業務経費等の効率化・適正化

- ・運営費交付金を充当して行う業務の効率化は、中期目標に基づき、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。
- ・人件費総額、給与の支給基準の設定等に関しては、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に即して対応する。
- ・資金出納等の管理業務は、引き続き集約化やアウトソーシングの活用などにより業務の効率的な運営のための取組を行うとともに、より効率的なあり方を検討する。
- ・中小企業・小規模事業者の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料等については、適切な受益者負担の設定に努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等については、収支均衡を念頭に置きつつ施設運営を行い、自己収入の確保を図る。

②契約の適正化

- ・平成28年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件減少に向けた調達の改善として、複数の応札・応募者が見込まれない調達に係る周知方法の検討、適切な公告期間の設定、適切な競争参加資格の設定および具体的な仕様書の作成、適切な事業期間・事業規模の設定に取り組むこととする。また、事務処理効率化等を目的とした本部一括発注による調達の推進に努めることにより事務処理の効率化および経費削減を目指すこととする。
障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるものとする。
調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。
不祥事の発生未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による契約事務実務マニュアル等を活用した指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図り不祥事の未然防止等に努めることとする。
一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、事後評価については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。
また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けるものとする。
なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表する。

③情報公開による透明性の確保

- ・業務運営の状況、財務、監査、入札・契約関連情報、給与水準の適正化の取組、給与実態、各種報告等の情報を迅速にわかりやすく公表する。
- ・中小企業倒産防止共済制度における異常危険準備基金の必要性和規模に関し、その考え方及び必要額並びに制度の維持と安定的な運営に必要な事業費の支出内容を、事業報告書に記載する。
- ・ファンド出資事業について、ファンド種別ごとの出資履行金額、分配金額及び出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書に記載する。
- ・高度化事業の貸付債権の償却に際しては、償却の状況及び償却の審査プロセスについて事業報告書に記載にする。

④内部統制の充実等

- ・内部統制機能の更なる充実・強化を図るため、機構におけるリスクの把握・評価を行うとともに、内部統制委員会及びリスク管理委員会を開催する。
- ・金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るため、法令に基づく立入検査に適切に対応するとともに、高度化事業等リスク管理評価委員会を開催し、当該委員会の意見や助言を踏まえて、適切な業務運営を行う。
- ・内部監査に関しては、監査のポイントを明確化した実施計画書を作成し効率的な監査を実施するとともに、業務改善に資する監査を実施する。また、業務方法書に基づき、監事との連携を図るとともに、被監査部門の内部監査結果に対する改善措置状況を適時フォローアップし、理事長に報告する。
- ・コンプライアンスを着実に推進していくため、平成28年度コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を実施する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき積極的に行動・実践する。
- ・共済業務・システムの最適化については、資産の棚卸及びマニュアル整備を推進する。また、今後の最適化計画の在り方について検討する。
- ・次期機構WANシステムの導入を行い、業務の効率性・合理化、業務のワークスタイルに応じインターネット等外部環境を経由した情報連携などの利用者の利便性の向上や、より高い安全性・信頼性を目指す。
- ・「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」等の政府方針等を踏まえた情報セキュリティポリシーを遵守し、機構が取り扱う情報資産の安全性の維持に関する組織的な取り組みを推進する。また、マイナンバー制度の導入を踏まえ、個人情報管理の強化を図るとともにITガバナンスを強化し、よりセキュアな環境を構築する。
- ・平成28年度以降の実施を目指し、「情報化ネットワークシステム運用管理業務」に係る民間競争入札による民間委託に対応するため、関係省庁と連携し準備を行う。
- ・その他、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善

①財務内容の改善に関する取組

- ・小規模企業共済制度の資産は、安全かつ効率的な運用に留意しつつ、法令に定める共済

金の給付を将来にわたり確実に実行できるよう、「運用の基本方針」に沿って運用を行う。資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受ける。また、中小企業政策審議会共済小委員会の結果を踏まえ、必要に応じてこれらの見直しを行う。

なお、共済制度の資産運用状況に係る情報は、機構ホームページ等で積極的に公開する。

- ・施設整備等勘定及び出資承継勘定は、引き続き管理費用の削減等に努め、収支の改善を図る。
- ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、投資先の経営状況を適切に把握するとともに、適正に評価した価格での売却を基本とした株式の処分を目指し、投資先企業等との協議を行う。
- ・産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行い、経営健全化計画の実行状況を管理するなど、事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。

②その他財務の健全性の確保に関する取組

- ・高度化事業の債権の回収については、都道府県と回収方針の明確化に努める。債権管理・回収に係る都道府県への支援策として、債権管理研究会の開催、債権管理アドバイザー業務、調査・アドバイザー業務及び回収委託支援業務を引き続き実施する。併せて回収不能な債権について、償却を行うことにより、不良債権処理の促進を図る。さらに、回収委託業務の利用促進など回収の円滑化・早期化について都道府県に働きかける。貸付けにあたっては、事業計画の進捗に合わせて複数回の現地支援を実施し、財務状況の精査、償還能力の確認等のほか、診断・助言への対応状況の確認を行い、確実な審査を行う。
- ・中小企業倒産防止共済制度における共済貸付金回収については、回収専門人材の活用及び専門的なノウハウの導入など回収管理体制の強化を実施し、着実な債権回収を進める。特に、高額貸付者に対する貸付直後の現況確認の実施や延滞発生直後の早期対応、継続的なモニタリングを徹底するなど、要回収債権に係る管理措置を確実に実行する。
- ・債務保証業務の実施にあたっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位弁済率が各制度趣旨を勘案して抑制されるよう、確実な審査を実施する。また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。
- ・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、適切に対処する。
- ・旧産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。

2. 保有資産の見直し等

- ・ 地方事務所については、日本貿易振興機構の国内事務所と会議室の共用化を推進するとともに業務協力に関する合意書に基づき事務所間の一層の連携強化を図る。
- ・ 試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却又は地方公共団体への移管に向けて地方公共団体等と協議を進める。
- ・ 中心市街地都市型産業基盤施設は、地方公共団体等と売却又は移管に向けた協議等を行う。
- ・ インキュベーション施設の廃止又は地方公共団体等への移管を行う場合には、廃止・移管に要する費用・対価等について明らかにした上で実施する。
- ・ 所有宿舍は、保有の必要性、代替手段とのコスト比較等を行い、継続して見直しを行う。また、廃止対象の借上宿舍については、着実に廃止する。
- ・ 中小企業大学校の施設については、外部有識者等による委員会の意見等に従って、研修企画の工夫による夜間・早朝研修の拡充、外部の施設利用を促すための地元行事での活用や地域社会との交流・貢献活動の実施等により、施設の稼働率の向上に取り組む。
- ・ 第2種信用基金については、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
- ・ 平成28年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったりあるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。
- ・ その他保有資産は、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予算計画（別紙1）
- (2) 収支計画（別紙2）
- (3) 資金計画（別紙3）

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫定立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、353億円とする。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

VII. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生した時には、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ 職員の資質向上のための研修等
- ・ 広報活動の充実
- ・ 任期付職員等の新規採用
- ・ 職場環境の改善、福利厚生等の充実
- ・ 施設の充実、改修
- ・ 重点業務への充当（創業・新事業展開の促進、経営基盤の強化、経営環境の変化への対応の円滑化等）

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

- ・ 東日本大震災への対応として、著しい被害を受けた中小企業・小規模事業者等のために工場・事業場の整備等を行う。
- ・ 中小企業大学校、インキュベーション施設等の修繕及び改修工事等を行う。

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

業務の実施に必要な人員を配置する。

3. 積立金の処分に関する事項

主務大臣の承認を受けた積立金については、下記の事業・業務等に充当するものとする。

- ・ 地域の中小企業・小規模事業者活性化のための業務
- ・ 東日本大震災に係る復興支援業務
- ・ 産業基盤整備勘定（第二種信用基金）に係る債務保証業務
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第8条に掲げる旧繊維法に係る業務

4. その他機構の業務の運営に関し必要な事項

本計画は、中小企業・小規模事業者の経営環境や経済環境の急激な変化があった場合には、機動的かつ円滑な対応が可能となるよう見直しを行うことがある。

以上

28年度計画(平成28年4月～平成29年3月)の予算

＜一般勘定＞

(単位:百万円)

区 別	一般経理	繊維関連 業務経理	復興特別 経理	合計金額
収入				
運営費交付金	13,253	-	832	14,085
その他の補助金等	1,025	-	-	1,025
借入金等	181	-	-	181
貸付等回収金	33,344	-	-	33,344
貸付金利息	743	-	-	743
業務収入	2,790	1	-	2,792
運用収入	360	0	3	363
受託収入	200	-	-	200
その他収入	302	0	4	307
計	52,198	1	840	53,040
支出				
業務経費	99,644	12	2,201	101,857
貸付金	10,659	-	-	10,659
出資金	46,757	-	-	46,757
受託経費	200	-	-	200
借入金等償還	439	-	-	439
一般管理費	1,043	2	181	1,226
計	158,742	14	2,382	161,139

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※平成28年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったりあるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	170
運用収入	148
その他収入	2
計	320
支出	
業務経費	143
代位弁済費	444
一般管理費	24
その他支出	335
計	947

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
収入	
貸付等回収金	79
貸付金利息	8
業務収入	2,224
運用収入	16
その他収入	5
計	2,333
支出	
業務経費	1,353
一般管理費	54
計	1,407

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	給付経理	融資経理	業務等 経理	調整額	合計金額
収入					
運営費交付金	-	-	3,774	-	3,774
借入金等	-	385,412	-	△ 385,412	-
貸付等回収金	401,386	396,231	-	△ 401,386	396,231
貸付金利息	3,184	5,245	-	△ 3,184	5,245
業務収入	584,858	-	-	-	584,858
運用収入	93,352	-	63	-	93,416
その他収入	1,083	3	868	△ 862	1,092
計	1,083,864	786,890	4,705	△ 790,845	1,084,615
支出					
業務経費	588,984	2,823	4,926	△ 862	595,871
貸付金	385,412	379,155	-	△ 385,412	379,155
借入金等償還	-	401,386	-	△ 401,386	-
支払利息	9	3,186	-	△ 3,184	10
一般管理費	-	60	82	-	142
計	974,405	786,609	5,009	△ 790,845	975,179

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区 別	基金経理	業務等 経理	調整額	合計金額
収入				
運営費交付金	-	1,394	-	1,394
貸付等回収金	45,700	-	-	45,700
貸付金利息	326	-	-	326
業務収入	252,026	-	-	252,026
運用収入	2,486	808	-	3,294
その他収入	-	209	△ 202	6
計	300,538	2,410	△ 202	302,746
支出				
業務経費	72,434	3,140	△ 202	75,372
貸付金	47,015	-	-	47,015
一般管理費	-	118	-	118
計	119,450	3,258	△ 202	122,506

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	7
運用収入	24
その他収入	0
計	31
支出	
業務経費	9
一般管理費	2
計	11

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

別紙2

28年度計画(平成28年4月～平成29年3月)の収支計画

＜一般勘定＞

(単位:百万円)

区 別	一般経理	繊維関連 業務経理	復興特別 経理	合計金額
費用の部				
經常費用	101,369	10	2,383	103,762
業務経費	99,667	9	2,201	101,877
一般管理費	985	1	179	1,165
減価償却費	681	-	0	681
財務費用	3	-	-	3
その他の費用	34	0	2	35
収益の部	99,445	1	840	100,287
經常収益	98,173	0	840	99,013
運営費交付金収益	13,253	-	832	14,085
資産見返運営費交付金戻入	29	-	0	29
資産見返補助金等戻入	239	-	-	239
補助金等収益	81,032	-	-	81,032
貸付金利息	743	-	-	743
事業収入	2,019	-	-	2,019
受託収入	200	-	-	200
財務収益	360	0	3	363
その他の収益	299	0	4	303
臨時利益				
貸倒引当金戻入益	1,273	1	-	1,274
純利益(△純損失)	△ 1,924	△ 9	△ 1,542	△ 3,475
前中期目標期間繰越積立金取崩額	768	5	1,550	2,323
総利益(△総損失)	△ 1,156	△ 3	8	△ 1,152

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 産業基盤整備勘定 >

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	2,246
業務経費	139
一般管理費	23
引当金繰入	2,085
その他の費用	0
収益の部	320
経常収益	317
事業収入	167
財務収益	148
その他の収益	2
臨時利益	
貸倒引当金戻入益	3
純利益 (△純損失)	△ 1,926
前中期目標期間繰越積立金取崩額	739
総利益 (△総損失)	△ 1,187

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	2,080
業務経費	1,574
一般管理費	45
減価償却費	457
その他の費用	4
収益の部	2,169
経常収益	2,095
貸付金利息	8
事業収入	2,066
財務収益	16
その他の収益	5
臨時利益	
貸倒引当金戻入益	74
純利益(△純損失)	89
総利益(△総損失)	89

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	給付経理	融資経理	業務等 経理	調整額	合計金額
費用の部					
經常費用	677,853	6,224	5,142	△ 4,046	685,172
業務経費	677,853	5,990	4,661	△ 4,046	684,457
一般管理費	-	58	81	-	139
減価償却費	-	174	397	-	571
財務費用	-	1	1	-	3
その他の費用	-	0	1	-	1
収益の部					
經常収益	682,478	5,288	5,078	△ 4,046	688,798
運営費交付金収益	-	-	3,774	-	3,774
資産見返運営費交付金戻入	-	-	113	-	113
資産見返補助金等戻入	-	41	260	-	300
貸付金利息	3,184	5,245	-	△ 3,184	5,245
事業収入	679,294	-	-	-	679,294
財務収益	-	-	63	-	63
その他の収益	-	3	868	△ 862	8
純利益(△純損失)	4,625	△ 936	△ 64	-	3,626
総利益(△総損失)	4,625	△ 936	△ 64	-	3,626

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区 別	基金経理	業務等 経理	調整額	合計金額
費用の部				
經常費用	255,919	3,228	△ 202	258,944
業務経費	255,919	2,965	△ 202	258,681
一般管理費	-	115	-	115
減価償却費	-	146	-	146
財務費用	-	1	-	1
その他の費用	-	1	-	1
収益の部	255,919	3,255	△ 202	258,971
經常収益	254,838	2,411	△ 202	257,047
運営費交付金収益	-	1,394	-	1,394
資産見返運営費交付金戻入	-	1	-	1
資産見返補助金等戻入	-	0	-	0
貸付金利息	326	-	-	326
事業収入	254,513	-	-	254,513
財務収益	-	808	-	808
その他の収益	-	209	△ 202	6
臨時利益	1,080	844	-	1,925
完済手当金準備基金戻入益	1,080	-	-	1,080
異常危険準備基金戻入益	-	844	-	844
純利益(△純損失)	-	27	-	27
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	127	-	127
総利益(△総損失)	-	155	-	155

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	9
業務経費	8
一般管理費	2
その他の費用	0
収益の部	
経常収益	31
事業収入	7
財務収益	24
その他の収益	0
純利益(△純損失)	21
総利益(△総損失)	21

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

別紙3

28年度計画(平成28年4月～平成29年3月)の資金計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	一般経理	繊維関連 業務経理	復興特別 経理	合計金額
資金支出	431,418	365	5,561	437,344
業務活動による支出	111,919	15	2,382	114,316
投資活動による支出	312,985	322	-	313,307
財務活動による支出	61	-	-	61
次年度への繰越金	6,453	28	3,179	9,660
資金収入	431,418	365	5,561	437,344
業務活動による収入	36,829	1	840	37,670
運営費交付金による収入	13,253	-	832	14,085
その他の補助金等	1,025	-	-	1,025
貸付等回収金	17,968	1	-	17,969
事業収入	2,920	-	-	2,920
受託収入	200	-	-	200
その他の収入	1,463	0	8	1,471
投資活動による収入	386,722	361	-	387,083
前年度よりの繰越金	7,867	3	4,721	12,591

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※平成28年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったりあるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。

< 産業基盤整備勘定 >

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	41,887
業務活動による支出	613
投資活動による支出	40,930
財務活動による支出	335
次年度への繰越金	9
資金収入	41,887
業務活動による収入	345
事業収入	170
その他の収入	175
投資活動による収入	41,533
前年度よりの繰越金	9

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	19,270
業務活動による支出	1,410
投資活動による支出	17,500
次年度への繰越金	359
資金収入	19,270
業務活動による収入	2,332
貸付等回収金	79
事業収入	2,213
その他の収入	40
投資活動による収入	16,513
前年度よりの繰越金	425

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	給付経理	融資経理	業務等 経理	調整額	合計金額
資金支出	1,934,191	786,802	19,520	△ 790,999	1,949,513
業務活動による支出	973,588	385,360	4,750	△ 389,614	974,085
投資活動による支出	950,600	-	14,583	-	965,183
財務活動による支出	-	401,408	25	△ 401,386	47
次年度への繰越金	10,002	34	162	-	10,198
資金収入	1,934,191	786,802	19,520	△ 790,999	1,949,513
業務活動による収入	1,092,095	401,366	4,700	△ 405,587	1,092,574
運営費交付金による収入	-	-	3,774	-	3,774
貸付等回収金	401,386	396,231	-	△ 401,386	396,231
事業収入	590,470	-	-	-	590,470
その他の収入	100,239	5,136	926	△ 4,201	102,099
投資活動による収入	832,029	-	14,515	-	846,544
財務活動による収入	-	385,412	-	△ 385,412	-
前年度よりの繰越金	10,066	24	305	-	10,395

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区 別	基金経理	業務等 経理	調整額	合計金額
資金支出	668,524	23,052	△ 92	691,483
業務活動による支出	119,287	3,096	△ 92	122,291
投資活動による支出	549,100	19,825	-	568,925
財務活動による支出	-	16	-	16
次年度への繰越金	137	114	-	251
資金収入	668,524	23,052	△ 92	691,483
業務活動による収入	301,912	2,327	△ 92	304,147
運営費交付金による収入	-	1,394	-	1,394
貸付等回収金	45,700	-	-	45,700
事業収入	253,381	-	-	253,381
その他の収入	2,831	934	△ 92	3,672
投資活動による収入	366,600	20,618	-	387,218
前年度よりの繰越金	12	106	-	118

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 出資承継勘定 >

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	2,857
業務活動による支出	11
投資活動による支出	2,839
次年度への繰越金	6
資金収入	2,857
業務活動による収入	31
事業収入	7
その他の収入	24
投資活動による収入	2,818
前年度よりの繰越金	7

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。